

埼玉県産業技術総合センターと国立大学法人埼玉大学大学院理工学研究科との  
教育研究の連携・協力に関する覚書

埼玉県と国立大学法人埼玉大学（以下、「大学」という。）との相互協力・連携に関する協定書（平成19年3月14日締結）第3条に基づき、以下のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 埼玉県産業技術総合センター（以下「SAITEC」という。）と国立大学法人埼玉大学大学院理工学研究科（以下「理工学研究科」という。）は、それぞれの設置の趣旨及び相互の立場を尊重し、両者の緊密な連携により連携大学院方式による教育研究を推進する。これにより理工学研究科における教育研究の円滑な実施と内容の一層の充実を図るとともに、SAITEC の研究活動の活性化及びその成果の普及を促進し、もって地域における教育、研究及び技術の発展並びに産業振興及び経済発展に寄与するものとする。

（連携教員）

第2条 大学は、大学の教員として十分な見識・専門的知識を有する SAITEC の職員（以下「職員」という。）に、理工学研究科の連携教授または連携准教授（以下「連携教員」という。）として委嘱するものとする。

- 2 大学は SAITEC が推薦した職員の中から連携教員を委嘱するものとする。
- 3 連携教員の委嘱期間は1年とし、再任ができるものとする。
- 4 連携教員は理工学研究科の主指導教員（以下「主指導教員」という。）を補助するものとする。
- 5 大学は、SAITEC の連携教員に報酬を支給しないものとする。

（指導対象及び内容等）

第3条 連携教員は、理工学研究科の大学院生（以下「大学院生」という。）の研究指導を行うものとする。

- 2 研究内容は、理工学研究科と SAITEC との協議により定めるものとする。
- 3 主指導教員と連携教員は緊密に連絡しながら、主として SAITEC において大学院生の研究指導を行うものとする。

（損害賠償）

第4条 大学院生が SAITEC において研究指導を受ける際に、大学院生の故意又は重大な過失以外の事故により設備等を損傷した場合の損害賠償については、大学院生及び大学はその責を負わないものとする。

(事故)

第5条 大学院生が SAITEC において研究指導を受ける際に、事故により身体に傷害を受けた場合について、SAITEC の故意又は重大な過失による場合を除き、SAITEC はその責任を負わないものとする。

(傷害保険への加入)

第6条 理工学研究科は、大学院生が SAITEC において研究指導を受ける場合には、災害事故にかかる対応として、当該大学院生が学生教育研究災害傷害保険に加入することを義務付けるものとする。

(経費負担)

第7条 大学院生が大学用務等のために外部に出張する際の費用については、大学又は大学院生が負担するものとする。なお、SAITEC は大学院生を連携大学院制度による用務では外部へ出張させないものとする。

2 研究指導に係る SAITEC の施設・設備の使用料及び光熱水料等は、原則として SAITEC が負担するものとする。

(有効期間)

第8条 この覚書は、覚書締結の日から発効し、有効期間は平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1月前までに SAITEC 又は理工学研究科のいずれからも申し出がない場合は、さらに1年間更新し、その後も同様とする。

(その他)

第9条 この覚書に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じた事項については、必要に応じて SAITEC と理工学研究科が別途協議の上、決定するものとする。

この覚書締結の証として、本書2通を作成し、双方でそれぞれ1通を所持するものとする。

平成30年 3月30日

埼玉県産業技術総合センター長

中 村 雅 篤



国立大学法人埼玉大学大学院理工学研究科長

堀 尾 健一郎

